

# 令和6年度 第1回山口県地方薬事審議会

## 参考資料

参考資料1：山口県地方薬事審議会設置条例

参考資料2：地域連携薬局の審査基準の考え方

参考資料3：専門医療機関連携薬局の審査基準の考え方

## ○山口県地方薬事審議会設置条例

昭和三十六年三月二十八日  
山口県条例第五号

## (設置)

第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第一百四十五号)第三条第一項の規定に基づき、山口県地方薬事審議会(以下「審議会」という。)を置く。

## (所掌事務)

第二条 審議会は、知事の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- 一 薬事衛生の指導に関する事項
- 二 薬事衛生に関する知識の普及に関する事項
- 三 医薬品等の取扱いの適正化に関する事項
- 四 前三号に掲げる事項のほか、薬事に関する重要事項

## (組織)

第三条 審議会は、委員十三人以内で組織する。

## (委員)

第四条 委員は、次に掲げる者について、知事が委嘱し、又は任命する。

- 一 学識経験を有する者 五人以内
  - 二 薬事に関する業務に従事する者 五人以内
  - 三 消費者の意見を代表する者 二人以内
  - 四 関係行政機関の職員 一人
- 2 前項第一号から第三号までに掲げる者である委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第五条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

## (会議)

第六条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもつて充てる。
- 3 会議は、委員の三分の二以上の者が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (専門委員)

第七条 専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に三人以内の専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

## (幹事)

第八条 審議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、県職員のうちから、知事が命ずる。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

## (知事への委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、知事が定める。

## 付 則

- 1 この条例は、昭和三十六年四月一日から施行する。  
(昭三八条例三五・一部改正)
- 2 昭和三十八年十二月二十一日までに新たに委嘱され、又は任命される第四条第一項第一号から第三号までに掲げる者である委員の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同年同月同日までとする。  
(昭三八条例三五・追加)

附 則(昭和三八年条例第三五号)抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三〇年条例第三六号)抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成八年条例第三号)抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年条例第一二号)  
この条例は、平成十七年四月一日から施行する。附 則(平成二六年条例第三六号)抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

## 地域連携薬局の審査基準の考え方

本基準は、地域連携薬局（医師若しくは歯科医師又は薬剤師が診療又は調剤に従事する他の医療提供施設と連携し、地域における薬剤及び医薬品の適正な使用の推進及び効率的な提供に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を実施するために必要な機能を有する薬局）の認定に適用する。

**(略号の説明)**

法：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）

則：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）

種類	条 項	法令の定め	審査基準の考え方【提出書類】
法   法   則	6 の 2	1  薬局であつて、その機能が、医師若しくは歯科医師又は薬剤師が診療又は調剤に従事する他の医療提供施設と連携し、地域における薬剤及び医薬品の適正な使用の推進及び効率的な提供に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を実施するために必要な機能に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の認定を受けて地域連携薬局と称することができる。 <b>認定の要件</b> I. 構造設備	【薬局開設許可証の写し】
	6 の 2	1  構造設備が、薬剤及び医薬品について情報の提供又は薬学的知見に基づく指導を受ける者（以下「利用者」という。）の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	
	10 の 2	1  (1) <u>利用者が座って<sup>1</sup>情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口その他の区画並びに相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備<sup>2</sup>を有すること。</u>  (2) <u>高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造<sup>3</sup>であること。</u>	○プライバシーへの配慮 【相談窓口の写真、図面など】 1. 相談窓口へ椅子を備え付けること。 2. 次のような設備等をいう。 ・利用者への服薬指導等を実施する際に利用するカウンターにパーティション等の設置 ・相談できる十分なスペースの確保 ・他の利用者の待合場所とカウンターとの十分な距離 ・他の利用者の目線や動線に配慮した設備 ・情報提供や服薬指導の内容等が他の利用者に聞き取られないよう配慮した設備  ○バリアフリー 【薬局の外観や待合室の写真、図面など】 3. 次のような構造をいう。

種類	条 項	法令の定め	審査基準の考え方【提出書類】
法 則	6 1 2	<p>II. 業務を行う体制</p> <p>利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の動線や利用するエリア等を考慮した手すりの設置</li> <li>・ 段差のない入口の設置</li> <li>・ 車いすでも来局できる構造 等</li> </ul>
	10 2 2	<p>(1) 薬局開設者が、<u>過去1年間<sup>1</sup></u>において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師を、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の48第1項に規定する会議その他の地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第1項に規定する<u>地域包括ケアシステムをいう。以下同じ。</u>）の構築に資する会議<sup>2</sup>に継続的に参加させていること。</p> <p>(2) 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して随時報告及び連絡することができる体制を備えていること。</p> <p>(3) 薬局開設者が、過去1年間において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における医療</p>	<p>○会議への参加</p> <p>【過去1年間の参加実績一覧など】</p> <p>1. 過去1年間とは、認定申請又は認定更新申請の前月まで期間。開設して1年に満たない薬局においては、開設から認定の申請までの期間。 （以下同じ）</p> <p>2. 会議とは、地域包括ケアシステムの構築のための、次のような地域住民を含む地域における総合的なチーム医療・介護の活動のこと。 次に掲げる活動が行われていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の48で規定され、市町村又は地域包括支援センターが主催する地域ケア会議</li> <li>・ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第9号で規定され、介護支援専門員が主催するサービス担当者会議</li> <li>・ 地域の多職種が参加する退院時カンファレンス</li> </ul> <p>等</p> <p>○他の医療提供施設との報告・連絡体制</p> <p>【服薬情報提供書（トレーシングレポート）の様式など】</p> <p>○他の医療提供施設との連携実績</p> <p>【過去1年間の提供情報実績一覧など】</p> <p>1. 実績は、次に掲げるものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 利用者の入院に当たっての情報共有</li> <li>(2) 医療機関からの退院に当たって情報共有</li> </ul>

種類	条 項	法令の定め	審査基準の考え方【提出書類】
法 則	6 の 2	<p>機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して<u>月平均30回以上報告及び連絡させた実績<sup>1</sup></u>があること。</p> <p>(4) 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制を備えていること。</p> <p>地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。</p>	<p>(3) 外来の利用者に関して医療機関と情報共有</p> <p>(4) 居宅等を訪問して情報提供や指導を行い、その報告書を医療機関へ提出して情報共有</p> <p>○他の薬局に対する報告・連絡体制 【利用者の服薬情報を連絡する際の方法等を示した手順書等の写しなど】</p>
	10 の 2	<p>(1) 開店時間外であっても、利用者からの薬剤及び医薬品に関する相談に対応する体制を備えていること。</p> <p>(2) 休日及び夜間であっても、調剤の求めがあった場合には、地域における他の薬局開設者と連携して対応する体制を備えていること。</p> <p>(3) 在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供する体制を備えていること。</p> <p>(4) 薬局開設者が、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻薬の調剤に<u>応需するために同法第3条第1項の規定による麻薬小売業者の免許を受け、当該麻薬の調剤の求めがあった場合には、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局で調剤させる体制を備えていること。</u></p> <p>(5) <u>無菌製剤処理を実施できる体制</u>（則第11条の8第1項ただし書の規定により他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を実施する体制を含む。）を備えていること。</p>	<p>○開店時間外の相談応需体制 【開店時間外の連絡先を記載した文書・薬袋など】</p> <p>○休日・夜間の調剤応需体制 【休日夜間当番薬局一覧など】</p> <p>○地域の薬局への医薬品供給体制 【過去1年間で分譲した実績（伝票）の写しなど】</p> <p>○麻薬調剤実施体制 【麻薬小売業者免許証の写し】 【過去1年間で提供した情報の写しなど】</p> <p>○無菌調剤実施体制 【無菌製剤処理設備の写真、利用に係る契約書の写し、利用者へ近隣薬局を紹介する書類など】</p> <p>1. 次のいずれかの体制を備えていること。</p> <p>(1) 自局において無菌製剤処理を実施</p> <p>(2) 他の薬局の当該無菌調剤室を利用して無菌製</p>

種類	条 項	法令の定め	審査基準の考え方【提出書類】
		<p>(6) 薬局開設者が、<u>医療安全対策に係る事業に参加することその他の医療安全対策を講じている</u><sup>1</sup>こと。</p> <p>(7) 当該薬局に常勤<sup>1</sup>として勤務している薬剤師の半数以上が、当該薬局に<u>継続して1年以上常勤として勤務</u><sup>2</sup>している者であること。</p> <p>(8) 当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、<u>地域包括ケアシステムに関する研修を修了した者</u><sup>1</sup>であること。</p>	<p>剤処理を実施</p> <p>(3) 無菌製剤処理を実施できる適切な薬局を紹介（ただし、紹介する薬局をあらかじめ確保するなど、その手順を手順書等に明確にしていること）</p> <p>○医療安全対策</p> <p>【医療安全対策の状況がわかる書類（副作用報告の写しなど）】</p> <p>1. 次のような取組が行われていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省から公表している各種資材の活用</li> <li>・医薬品に係る副作用等の報告の対応</li> <li>・薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業への参加</li> <li>・製造販売業者による市販直後調査への協力</li> <li>・医薬品リスク管理計画（RMP：Risk Management Plan）に基づく患者向け資料の活用</li> <li>・独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）が実施している「医薬品医療機器情報配信サービス」（PMDA メディナビ）等を活用した服薬指導等の対応 等</li> </ul> <p>○常勤薬剤師の配置</p> <p>【薬局の薬剤師の勤務一覧など】</p> <p>1. 原則として、当該薬局に週当たり32時間以上勤務していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務する薬剤師が、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づき所定労働時間が短縮されている場合は、週32時間未満であっても常勤として取り扱って差し支えない。当分の間は、週24時間以上かつ週4日以上勤務であれば常勤として取り扱う。</li> <li>・常勤として勤務している薬剤師が、在籍期間中に労働基準法に基づく産前休業若しくは産後休業又は育児・介護休業法に基づく育児休業若しくは介護休業を取得した場合は、当該休業期間を除いた期間に1年以上常勤として勤務していれば、当該規定の対象となる薬剤師として取り扱って差し支えない。</li> </ul> <p>2. 原則として、認定申請又は認定更新申請の前月までに継続して1年以上常勤として当該薬局に勤務している場合が該当すること。</p> <p>○研修修了薬剤師の配置</p> <p>【研修修了証の写し】</p> <p>1. 健康サポート薬局に係る研修実施要綱に基づき研修実施機関が実施した健康サポート薬局に係る研修を修了した者として修了証の交付を受けた者をいう。</p>

種類	条 項	法令の定め	審査基準の考え方【提出書類】
法	6 の 2	<p>(9) 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対し、1年以内ごとに、前号の研修又はこれに準ずる研修を計画的に受けさせていること。</p> <p>(10) 当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が、過去1年間において、地域における他の医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいう。以下同じ。）に対し、医薬品の適正使用に関する情報を提供していること。</p> <p>居宅等（薬剤師法（昭和35年法律第146号）第22条に規定する居宅等をいう。以下同じ。）における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。</p>	<p>○薬局内の研修の実施 【研修状況の一覧など】</p> <p>○地域の医療情報室（D I 室）機能 【過去1年間における他の医療提供施設に対して情報を提供したことがわかる書類など】</p>
則	10 の 2	<p>(1) 居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導について、<u>過去1年間において月平均2回以上実施した実績<sup>1</sup>があること。ただし、都道府県知事が別に定める場合にあつては、月平均2回未満であつて当該都道府県知事が定める回数以上実施した実績があることをもつてこれに代えることができる<sup>2</sup>。</u></p> <p>(2) 高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業の許可を受け、訪問診療を利用する者に対し必要な医療機器及び衛生材料を提供するための体制を備えていること。</p>	<p>○在宅医療に関する取組の実績 【過去1年間の実績一覧など】</p> <p>1. 実績として計上する回数は、居宅等を訪問して指導等を行った回数のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の利用者が入居している施設を訪問した場合は、調剤の業務並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行った人数にかかわらず1回とすること</li> <li>・同一人物に対する同一日の訪問は、訪問回数にかかわらず1回とすること</li> </ul> <p>2. 実績は月平均2回以上とする。</p> <p>○医療機器等の提供 【高度管理医療機器等販売業等の許可証の写し】</p>



専門医療機関連携薬局の審査基準の考え方

本基準は、専門医療機関連携薬局（医師若しくは歯科医師又は薬剤師が診療又は調剤に従事する他の医療提供施設と連携し、薬剤の適正な使用の確保のために専門的な薬学的知見に基づく指導を実施するために必要な機能を有する薬局）の認定に適用する。

(略号の説明)

法：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）

則：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）

種類	条 項	法 令 の 定 め	審査基準の考え方【提出書類】
則	10 1	<b>傷病の区分</b> 厚生労働省令で定める傷病の区分（以下「傷病の区分」という。）は、がんとする。	【薬局開設許可証の写し】
	3 1	薬局であつて、その機能が、医師若しくは歯科医師又は薬剤師が診療又は調剤に従事する他の医療提供施設と連携し、薬剤の適正な使用の確保のために専門的な薬学的知見に基づく指導を実施するために必要な機能に関する次に掲げる要件に該当するものは、厚生労働省令で定めるがんその他の傷病の区分ごとに、その所在地の都道府県知事の認定を受けて専門医療機関連携薬局と称することができる。 <b>認定の要件</b> <b>I. 構造設備</b>	
法	6 1	構造設備が、薬剤及び医薬品について情報の提供又は薬学的知見に基づく指導を受ける者（以下「利用者」という。）の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	
則	10 2	(1) <u>利用者が座って<sup>1</sup>情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる個室その他のプライバシーの確保に配慮した設備<sup>2</sup>を有すること。</u>  (2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であること。	○プライバシーへの配慮 【相談窓口の写真、図面など】 1. 相談窓口へ椅子を備え付けること。 2. 次のような設備をいう。 ・個室 ・個室に限らず、服薬指導等を行うカウンターのある場所や利用者の待合スペースから十分離れていて、プライバシーに配慮した場所  ○バリアフリー 【薬局の外観や待合室の写真、図面など】 (地域連携薬局に同じ)

種類	条項	法令の定め	審査基準の考え方【提出書類】																											
法 の 3  則 の 3 3	6 1  10 3 3	<p><b>II. 業務を行う体制</b></p> <p>利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>(1) 薬局開設者が、過去1年間において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師を、利用者の治療方針を共有するために傷病の区分に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関（以下「当該医療機関」という。）<sup>1</sup>との間で開催される会議に継続的に参加させていること。</p> <p>(2) 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が当該薬局を利用する傷病の区分に該当する者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について当該医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して随時報告及び連絡することができる体制<sup>1</sup>を備えていること。</p> <p>(3) 薬局開設者が、過去1年間において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局を利用する傷病の区分に該当する者のうち半数以上の者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について当該医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して報告及び連絡させた実績<sup>1</sup>があること。</p>	<p>○会議への参加</p> <p>【過去1年間の参加実績一覧など】</p> <p>1. 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等及び都道府県が専門的ながん治療を提供するものとして認めた次の医療機関のこと。</p> <div data-bbox="861 705 1428 1019" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○がん診療連携拠点病院等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>2次医療圏</th> <th>医療機関名</th> <th>病院の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩国</td> <td>岩国医療センター</td> <td>地域がん診療連携拠点病院</td> </tr> <tr> <td>柳井</td> <td>周東総合病院</td> <td>地域がん診療連携拠点病院</td> </tr> <tr> <td>周南</td> <td>徳山中央病院</td> <td>地域がん診療連携拠点病院</td> </tr> <tr> <td>山口・防府</td> <td>山口県立総合医療センター</td> <td>地域がん診療連携拠点病院</td> </tr> <tr> <td>宇部・小野田</td> <td>山口大学医学部附属病院</td> <td>都道府県がん診療連携拠点病院</td> </tr> <tr> <td>下関</td> <td>済生会下関総合病院</td> <td>地域がん診療連携拠点病院</td> </tr> <tr> <td>長門</td> <td>長門総合病院</td> <td>地域がん診療病院</td> </tr> <tr> <td>萩</td> <td>都志見病院</td> <td>地域がん診療病院</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>○他の医療提供施設との報告・連絡体制</p> <p>【服薬情報提供書（トレーシングレポート）の様式など】</p> <p>1. 次のような体制をいう。</p> <p>(1) がん治療を行った医療機関における患者の治療方針（レジメン等）を理解し、患者の服薬情報を把握するとともに、副作用等の必要な情報を入手し、がん治療に係る医療機関の医師、薬剤師等に提供できる体制</p> <p>(2) 外来化学療法で治療を受けているがん患者が在宅医療に移行する際には、主治医の指示等に基づいて居宅等を訪問する薬局の薬剤師が適切に薬学的管理を行うため、専門医療機関連携薬局が当該医療機関の治療方針や服薬情報を薬局に提供できる体制</p> <p>○他の医療提供施設との連携実績</p> <p>【過去1年間の提供情報実績一覧など】</p> <p>1. 実績は、次に掲げるものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬局薬剤師から医療機関の薬剤師その他の医療機関へ、薬局で処方箋を応需しているがん患者数のうち半数以上の者についての情報提供実績</li> </ul>	2次医療圏	医療機関名	病院の種類	岩国	岩国医療センター	地域がん診療連携拠点病院	柳井	周東総合病院	地域がん診療連携拠点病院	周南	徳山中央病院	地域がん診療連携拠点病院	山口・防府	山口県立総合医療センター	地域がん診療連携拠点病院	宇部・小野田	山口大学医学部附属病院	都道府県がん診療連携拠点病院	下関	済生会下関総合病院	地域がん診療連携拠点病院	長門	長門総合病院	地域がん診療病院	萩	都志見病院	地域がん診療病院
2次医療圏	医療機関名	病院の種類																												
岩国	岩国医療センター	地域がん診療連携拠点病院																												
柳井	周東総合病院	地域がん診療連携拠点病院																												
周南	徳山中央病院	地域がん診療連携拠点病院																												
山口・防府	山口県立総合医療センター	地域がん診療連携拠点病院																												
宇部・小野田	山口大学医学部附属病院	都道府県がん診療連携拠点病院																												
下関	済生会下関総合病院	地域がん診療連携拠点病院																												
長門	長門総合病院	地域がん診療病院																												
萩	都志見病院	地域がん診療病院																												

種別	条項	法令の定め	審査基準の考え方【提出書類】
法 則	6 の 3	<p>(4) 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が当該薬局を利用する傷病の区分に該当する者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制を備えていること。</p> <p>専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。</p>	<p>○他の薬局に対する報告・連絡体制 【利用者の服薬情報を連絡する際の方法等を示した手順書等の写しなど】</p>
	10 の 3	<p>(1) 開店時間外であっても、利用者からの薬剤及び医薬品に関する相談に対応する体制を備えていること。</p> <p>(2) 休日及び夜間であっても、調剤の求めがあった場合には、地域における他の薬局開設者と連携して対応する体制を備えていること。</p> <p>(3) 在庫として保管する傷病の区分に係る医薬品を、必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供する体制を備えていること。</p> <p>(4) 薬局開設者が、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻薬の調剤に必需するために同法第3条第1項の規定による麻薬小売業者の免許を受け、当該麻薬の調剤の求めがあった場合には、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局で調剤させる体制を備えていること。</p> <p>(5) 医療安全対策に係る事業への参加その他の医療安全対策を講じていること。</p> <p>(6) 当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、当該薬局に継続して1年以上常勤として勤務している者であること。</p> <p>(7) <u>傷病の区分に係る専門性の認定を受けた常勤の薬剤師<sup>1</sup></u>を配置していること。</p>	<p>○開店時間外の相談応需体制 【開店時間外の連絡先を記載した文書・薬袋など】</p> <p>○休日・夜間の調剤応需体制 【休日夜間当番薬局一覧など】</p> <p>○地域の薬局への医薬品供給体制 【過去1年間で分譲した実績（伝票）の写しなど】</p> <p>○麻薬調剤実施体制 【麻薬小売業者免許証の写し】 【過去1年間で提供した情報の写しなど】</p> <p>○医療安全対策 【医療安全対策の状況がわかる書類（副作用報告の写しなど）】 （地域連携薬局に同じ）</p> <p>○常勤薬剤師の配置 【薬局の薬剤師の勤務一覧など】 （地域連携薬局に同じ）</p> <p>○専門性のある薬剤師の配置 【認定証の写し】</p> <p><u>1. 規則第10条の3第6項に規定する基準に基づき厚生労働大臣に届け出た団体が認定する</u></p>

種類	条 項	法 令 の 定 め	審査基準の考え方【提出書類】
		<p>(8) 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対し、1年以内ごとに、傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を計画的に受けさせていること。</p> <p>(9) 当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が、地域における他の薬局に勤務する薬剤師に対して、傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を継続的に行っていること。</p> <p>(10) 当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が、過去1年間において、地域における他の医療提供施設に対し、傷病の区分ごとの医薬品の適正使用に関する情報を提供していること。</p>	<p>者であること。</p> <p>○薬局内の研修の実施 【研修状況の一覧など】</p> <p>○地域の他の薬局への研修の実施 【研修開催実績の一覧、研修資料など】</p> <p>○地域の医療情報室（D I 室）機能 【過去1年間における他の医療提供施設に対して情報を提供したことがわかる書類など】</p>